四月十三日ニ至リ委員ノ結果左ノ如キ條件ニテ四月十三日
同解決ス
一、賃銀ニ就テハ四月十五日ヨリ旧ニ復シ五分ヲ増給ス
一、他ノ罷業參加者ノ事ハ従前ノ通リ
一、休業日手当ニ就テハ三大節ト陽日曜日ノ半日ヲ支給スルコト

(四)政製陶工場分 三十六戸 (四二一一四九)
所在地 岐阜縣土岐郡泉町字滝呂
労働者 六二名(内女二四名)
参加者 三七名(男)
争議ノ経過

陶器窯入業者窯焼ノ大ニ二十七名ハ製陶業ハ漸ク
好轉シタルカ如キ状況ニアルニモ不拘依然窮
迫ノ状態ナルヲ以テ賃銀値上ヲ要求セシモ拒絶セラレタ
ルニ因リ四月二日罷業決行
要求事項
一、窯入人夫賃男一日一円五十錢(旧一円二十錢)
一、窯焼人夫賃男一日三円(旧二円四十錢)
四月四日二宮警察ノ斡旋ニテ労働者側ヨリ要求ヲ撤回シ
理由ハ好轉ハ事実ト相違セル為ナリト労働者側ノ反
省ヲ促シ四月五日円満解決ス

(五)平便屋田当争議 (四六一一四七)

財團法人協調會